

[事案 2022-339] 未経過保険料返還請求

- ・令和 6 年 6 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

担当者等の誤説明を理由に、未経過保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 11 月に契約した終身保険（定期保険特約、入院特約付、保険料の払込方法は年払）について、平成 22 年 11 月に、入院特約を総合医療特約（以下「本特約」）に変更した。その後、令和 4 年 11 月上旬に本特約を解約し、同月下旬に払済保険に変更した。しかし、以下等の理由により、令和 4 年 2 月分以降の保険料を返還してほしい。

- (1) 令和 4 年 1 月に、担当者に対して、本特約を中途解約した場合に、残月の保険料は返還されるのかと質問したところ、返還されると回答したため、他の保険会社との間で、別の医療保険を締結した。しかし、その後、担当者から、本特約を中途解約しても特約保険料は返還されないと言われた。
- (2) その後、営業部長から、中途解約は可能であり、残月数分の返金もできたとの説明を受けたため、保険会社に未経過保険料の返還を求めたところ、応じてもらえなかつた。

<保険会社の主張>

当社担当者および営業部長が、本特約を中途解約した場合に未経過保険料が返還されるとの誤った説明をした事実はないこと等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本件の経緯等を確認するため、申立人ならびに担当者および営業部長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者等の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。